

議案第 66 号

渋川市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 6 月 12 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例

渋川市学校給食共同調理場条例（平成 18 年渋川市条例第 106 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 号中「指導と研修」を「指導及び研修」に改める。

別表渋川市赤城学校給食共同調理場の項を次のように改める。

渋川市アレルギー対応 学校給食センター東部 学校給食共同調理場	渋川市赤城町三原田 83 番 地 1	渋川市立三原田小学校 渋川市立津久田小学校 渋川市立赤城南中学校 渋川市立赤城北中学校 渋川市立橋小学校 渋川市立橋北小学校 渋川市立北橋中学校
---------------------------------------	-----------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この条例は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

理 由

渋川市アレルギー対応学校給食センター東部学校給食共同調理場の設置及び渋川市赤城学校給食共同調理場の廃止等に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
（業務） 第3条 共同調理場は、次に掲げる業務を行う。 （1）～（3） （略） （4） 学校給食及び食生活の改善のための <u>指導及び研修</u> に関すること。 （5） （略）			（業務） 第3条 共同調理場は、次に掲げる業務を行う。 （1）～（3） （略） （4） 学校給食及び食生活の改善のための <u>指導と研修</u> に関すること。 （5） （略）		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	位置	対象校	名称	位置	対象校
渋川市南部学校給食共同調理場	渋川市行幸田350番地1	渋川市立渋川北小学校 渋川市立渋川南小学校 渋川市立古巻小学校 渋川市立豊秋小学校 渋川市立渋川西小学校 渋川市立渋川中学校 渋川市立古巻中学校	渋川市南部学校給食共同調理場	渋川市行幸田350番地1	渋川市立渋川北小学校 渋川市立渋川南小学校 渋川市立古巻小学校 渋川市立豊秋小学校 渋川市立渋川西小学校 渋川市立渋川中学校 渋川市立古巻中学校
（略）			（略）		
渋川市アレルギー対応 学校給食センター東部 学校給食共同調理場	渋川市赤城町三原田83番 地1	渋川市立三原田小学校 渋川市立津久田小学校 渋川市立赤城南中学校 渋川市立赤城北中学校 渋川市立橘小学校 渋川市立橘北小学校 渋川市立北橘中学校	渋川市赤城学校給食共 同調理場	渋川市赤城町敷島598番 地1	渋川市立三原田小学校 渋川市立津久田小学校 渋川市立赤城南中学校 渋川市立赤城北中学校